

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 6 月 1 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第2条の4に次の1号を加える。

- (5) 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積建築面積を超えることができることとする。

別表第1に次のように加える。

| | |
|----------|---------------|
| 須頃郷第1号公園 | 燕市井土巻五丁目230番地 |
|----------|---------------|

別表第4の1の表を次のように改める。

| 区分 | | 単位 | 金額(円) |
|----------------------------------|----|--------------|--|
| 公園施設(法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設を除く。) | 設置 | 1平方メートルにつき1年 | 市有財産台帳の土地の価格に100分の5を乗じて得た額 |
| | 管理 | 1平方メートルにつき1年 | 市有財産台帳の建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と市有財産台帳の土地の価格に100分の5を乗じて得た額の合算額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める |

| | | | |
|------------------------------------|--------|------------------|-----------------------|
| | | | 地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額 |
| 法第5条の2 第1項に規定 する公募対 象公園施設 | 設置及び管理 | 1平方メートルに つき1年 | 市長がその都度定める額 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。